平成２６年（フ）第４７７号
大阪府寝屋川市中神田町12番２―302号、前住所大阪府寝屋川市萱島信和町４番８号
債務者　佃　　芳子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５３号
長崎県佐世保市保立町７番20号
債務者　小原富美代
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
長崎県佐世保市御船町７番５号　306、旧住所長崎県佐世保市御船町11番11号　サングレース御船206号
債務者　栗田　優子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
長崎県佐世保市吉井町田原80番地５
債務者　野球串こと　牛丸　孝行
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
熊本県玉名郡玉東町大字二俣1655番地
債務者　角田眞由美
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１８３２号
名古屋市港区小碓２丁目30番地　ガーデンテラス小碓一番館801号、従前の住所名古屋市港区本宮町５丁目11番地　宝マンション本宮公園301号
債務者　井戸田靖史
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９７号
名古屋市天白区向が丘２丁目407番地　レインボーハイツ105号
債務者　青木　秀樹
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２５７号
愛知県知多市清水が丘１丁目1309番地
債務者　片山　次男
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９６０号
東京都世田谷区松原６丁目36―13　ハウスエターナル５号
債務者　木村　宗義
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８９号
東京都港区元麻布２丁目14―21―103
債務者　小市由紀夫
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００１号
東京都練馬区春日町６丁目８―42　野村方
債務者　鈴木　啓介
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１７号
神奈川県横浜市都筑区川和町1249―１　メルヴェイユ２―204、住民票上の住所青森県五所川原市大字長富字鎧石172
債務者　角田　善和
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２１号
神奈川県藤沢市高倉951―２―101
債務者　原谷眞由美（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３１号
埼玉県幸手市栄４―７―304
債務者　大畑　禎夫
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３６号
東京都葛飾区堀切２丁目50―３―101
債務者　江川　文子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３８号
東京都足立区六月１丁目24―16―303
債務者　及川由希子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部